

令和7年4月1日

社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団 行動計画（第8回）

男女問わず職員が仕事と子育てを両立することができるよう、妊娠・出産・復職時の支援の取り組みとして、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日 ～ 令和10年3月31日 までの3年間

2 内容

目標1: 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

令和7年4月～ 法改正(令和7年10月)に基づく両立支援制度の検討

令和7年10月～ 法改正に伴う両立支援制度の周知

令和8年4月～ 制度に関するパンフレットを作成しグループウェア掲載

目標2: 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間12日以上とする。

<対策>

令和7年4月～ 年次有給休暇の取得状況を踏まえ計画達成のための課題を把握する

令和8年4月～ 把握した課題を踏まえ各部署で年次休暇取得日数の目標を設定する

目標3: 職員全員の所定外労働時間を、月平均20時間以下とする。

<対策>

令和7年4月～ 所定外労働時間の実績を踏まえ計画達成のための課題を把握する

令和8年4月～ 必要に応じて業務分担や職員配置を変更し労働環境を整備する